社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

\_\_\_\_

(ii)	↓ ココス(キーリング)諸島地域、クリスマス島地域、ノーフォーク島地域、アシュモア及びカー
	ティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域
(b)	「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、オーストラリ
P	アについては、オーストラリアの市民権に関する法制にいう市民をいう。
(c)	「法令」とは、次のものをいう。
	日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則
	オーストラリアについては、同条1(a)に掲げる法律。ただし、第六条から第十三条までの規定の適用
-	(これらの条の規定の適用に係るこの協定の他の条の規定の適用を含む。)に関しては、次条1份に掲
げ	げる法制をいうものとし、オーストラリアと第三国との間で締結された社会保障に関する協定その他の
玉	<b>「</b> 際約束は、含まない。
(d)	「権限のある当局」とは、次のものをいう。
	日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関
	オーストラリアについては、同条1(a)に掲げる法律の適用に関しては、これらの法律に責任を有する

\_\_\_\_

連邦の省の次官、及び同条1(b)に掲げる法制の適用に関しては、税務長官又は権限を与えられたその代
理者
(e) 「実施機関」とは、日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険
機関(その連合組織を含む。)をいい、オーストラリアについては、オーストラリアの適用すべき法令
を実施する任務を有する機関をいう。
(f) 「日本国の法令による保険期間」とは、日本国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給
付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、他の社会保障に関する協定で
あってこの協定と同種のものにより日本国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮するこ
ととされた期間は、含まない。
(g) 「オーストラリアにおける就労居住期間」とは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、オー
ストラリアの法令においてそのように定義される期間のうち、ある者が被用者又は自営業者であった期
間をいう。ただし、日本国の法令による保険期間であって、第十五条の規定に従ってオーストラリアに
おける居住期間とみなされるものは、含まない。

ただし、この協定の適用上、第六条から第十三条まで、第十八条、第十九条及び第二十九条3の規定
退職年金保障賦課徴収法及び退職年金保障(運営)規則に含まれているもの
b) 退職年金保障に関する法制であって、千九百九十二年の退職年金保障(運営)法、千九百九十二年の
<ul> <li>(a) 社会保障法制(老齢年金について規定し、適用し又は影響を及ぼすものに限る。)を構成する法律</li> </ul>
する。
びにその後にこれらの法律及び法制を改正し、統合し、補足し、又は代替する法律及び法制について適用
1 この協定は、オーストラリアについては、この協定の効力発生の日において有効な次の法律及び法制並
第二条 この協定の適用範囲
ている意味を有するものとする。
2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられ
る者に対して支払われる追加給付、増加給付又は補足給付を含む。)をいう。
アについては、次条1個に掲げる法律による年金その他の給付(当該法律の規定に基づいて資格を有す
(h)「給付」とは、日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付をいい、オーストラリ

この協定は、オーストラリアの居住者であるか若しくは居住者であった者、被用者であってその雇用者が
第三条 この協定の適用を受ける者
に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的
(ゆから@までに掲げる日本国の年金制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。)
(e) 私立学校教職員共済年金
(d) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)
(c) 国家公務員共済年金
(b) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(a) 国民年金(国民年金基金を除く。)
2 この協定は、日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。
条(3を除く。)及び第三十一条2の規定は、心に掲げる法制には適用しない。
は、'a)に掲げる法律には適用しないものとし、第四条、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十九

Ŧī.

当該被用者について前条1(b)に掲げる法制の適用を受けているか若しくは受けたことがあるもの、又は日本
国の法令の適用を受けているか若しくは受けたことがある者、及び該当する場合には、これらの者に由来す
る権利を有するその他の者に適用する。
第四条 待遇の平等
前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給
付の支払に関する当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。
ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象
期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。
第五条 海外の受給者への給付の支払
1 一方の締約国の領域外に通常居住すること又はその領域内にいないことを専ら理由として給付を受ける
権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居
住する者には適用しない。ただし、
(a) 日本国については、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関

亡

して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住しているこ
とを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではなく、また、
(b) オーストラリアについては、第一条1(h)にいう追加給付、増加給付又は補足給付は、オーストラリア
の領域外においては、オーストラリアの法令の範囲内においてのみ支払われる。
2 一方の締約国の法令が第三国の領域内における給付の支払を規定し、又は認めている場合であって、当
該給付が第十四条から第十七条までの規定又は第十八条及び第十九条の規定に基づいて支払われるとき
は、当該給付は、当該第三国の領域内においても支払われる。
第二部 適用法令に関する規定
第六条 この部の規定の適用
この部の規定(第九条1を除く。)は、被用者の就労又は当該就労に対して支払われる報酬に関し、当該
被用者又はその雇用者が、この部の規定がなかったならば両締約国の法令の適用を受けることとなる場合に
のみ適用する。
第七条 一般規定

七

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者として就労
する者又はその雇用者については、その就労又は当該就労に対して支払われる報酬に関し、当該一方の締約
国の法令のみを適用する。
第八条 特別規定
1 一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇
用者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方
の締約国の領域内において一時的に就労するために派遣される場合には、当該被用者及びその雇用者につ
いては、その雇用関係に関し、当該被用者が派遣された日から五年の期間が満了するまで、当該被用者が
当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用す
る。その派遣の期間が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機
関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国
の法令の適用を免除することができる。
2 オーストラリアについては、1の規定の適用上、オーストラリアの領域内の雇用者によりその領域から

日本国の領域に派遣される被用者の場合には、当該雇用者と当該雇用者の関連する事業体とは、同一のも
のとみなす。この場合において、ある事業体とある雇用者とが全部又は過半数の資本を同じくする組織の
構成員であるときは、当該事業体は、当該雇用者の関連する事業体とみなす。
第九条 公務員、外交使節団の構成員及び領事機関の構成員
1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十
四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。
2 1の規定に従うことを条件として、オーストラリアの法令に基づく年金制度に加入している被用者で
あってオーストラリア政府(オーストラリアの地方政府及び地方公共団体を含む。)に雇用されているも
のが、オーストラリア政府によりオーストラリアの領域から日本国の領域内において就労するために派遣
される場合には、当該被用者及びその雇用者については、その雇用関係に関し、オーストラリアの法令の
みを適用する。
3 1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われ
る者がオーストラリアの領域内において就労するために派遣される場合には、日本国の法令のみを適用す

S°
第十条 第三国の領域から派遣される被用者
第八条1又は前条2及び3の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されてい
た被用者が、その後に当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合につい
ても、適用する。
第十一条 第七条から前条までの規定の例外
日本国の権限のある当局又は実施機関及びオーストラリアの権限のある当局は、特定の者又は特定の範囲
の者の利益のため、当該特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条
件として、第七条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。
第十二条 随伴する配偶者及び子
日本国の領域内において就労する者であって第八条、第九条2又は前条の規定によりオーストラリアの法
令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子として日本国の法令に定める配偶者又は子については、
(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該

 $\bigcirc$ 

配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この´aの規定は、適用しない。
(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って
決定する。
第十三条 強制加入
第七条から第十条まで及び前条の規定は、日本国については、日本国の法令における強制加入についての
み適用する。
第三部 オーストラリアの給付に関する規定
第十四条 日本国又は第三国の領域内における居住又は所在
給付の申請の提出日においてオーストラリアの居住者であり、かつ、オーストラリアの領域内にいるとの
要件を除いてはオーストラリアの法令又はこの協定の規定に基づいてオーストラリアの法令による給付を受
ける要件を満たす者が、次の(a)及び(b)に該当し、かつ、いずれかの時にオーストラリアの居住者であった場
合に限り、当該者は、当該給付の申請の提出に関し、その提出日においてオーストラリアの居住者であり、
かつ、オーストラリアの領域内にいるものとみなす。

\_\_\_\_

期間
(b) 4の規定に従って定める最小限の期間と等しいか又はこれを超えるオーストラリアにおける就労居住
る要件を満たすために必要な期間に達しないもの
(a) オーストラリアにおける居住期間であって、オーストラリアの法令の規定に基づいて当該給付を受け
を目的として、オーストラリアにおける居住期間とみなす。
限り、かつ、オーストラリアの法令に定める給付を受ける要件を満たす最小限の期間に充当することのみ
定する期間を有するときは、日本国の法令による保険期間は、日本国の実施機関により認められる場合に
1 この協定の適用を受ける者がこの協定に基づく給付の申請を行う場合であって、次の(a、(b)及び(c)に規
第十五条 オーストラリアの給付に係る通算
(b) オーストラリア、日本国又は(a)に規定する第三国の領域内にいること。
価及び決定における協力に関する規定を含むものに限る。)を締結している第三国の居住者であるこ
(a) オーストラリア、日本国又はオーストラリアとの間で社会保障に関する協定(給付の申請の提出、評

\_\_\_\_\_ \_\_\_\_

例配分される期間についてのみ、1に規定する所得の評価を受ける権	2 1に規定する者は、当該者へのオーストラリアの法令による給付	令による給付の額を乗じたものを三百で除することによって算出する	住期間において当該者が有するすべての月数(ただし、三百を超えな	得とみなす。当該所得とみなされる日本国の法令による給付の一部分	の当該者の所得の評価に当たっては、当該者に支給される日本国の法	オーストラリアの法令に従って決定する。ただし、オーストラリアの	法令による給付が支払われる場合には、この協定に基づくものである	1 2及び3の規定に従うことを条件として、オーストラリアの領域	第十六条 オーストラリアの給付の額の計算	する最小限の期間は、定めない。	(b) オーストラリアの居住者に対してオーストラリアの法令による給	十二箇月とする。	
こ受ける権利を有する。	6る給付の額がオーストラリアの法令により比	、算出する。	ロを超えないものとする。)に当該日本国の法	この一部分は、オーストラリアにおける就労居	1本国の法令による給付の一部分のみをその所	-ラリアの法令による給付の額を計算するため	0のであるか否かを問わず、当該給付の額は、	〜の領域外にいる者に対してオーストラリアの			-による給付が支払われる場合には、 (a)に規定		

四

4 3 の
する。
(a)
(b)
(c)
5
6

づく日本国の法令による保険期間及びこれに対応する国民年金に基づく日本国の法令による保険期間とし
2 1の規定の適用に当たっては、オーストラリアにおける就労居住期間は、日本国の被用者年金制度に基
し、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金については、適用しない。
法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オーストラリアにおける就労居住期間を考慮する。ただ
者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の
1 日本国の法令による老齢給付を受ける権利の取得のための要件を満たすのに十分な保険期間を有しない
第十八条 日本国の老齢給付に係る通算
第四部 日本国の給付に関する規定
にかかわらず、オーストラリアの法令においてそのように定義される期間を意味する。
前二条の規定の適用上、ある者についてのオーストラリアにおける就労居住期間とは、第一条1(gの規定
第十七条 オーストラリアにおける就労居住期間
額の半分又は双方が受ける給付の合計の額の半分を受けているものとみなす。
びオーストラリアの法令の規定の適用上、当該夫婦のそれぞれは、場合に応じ、その一方が受ける給付の

ー・ 上 ハ

- 1-1-1 1-1
1 前条1の規定の適用により日本国の法令による老齢給付を受ける権利が確立される場合には、2の規定
に従うことを条件として、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該老齢給付の額を計算する。
2 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の老齢給付であって、日本国の被用者年金制度に基づく日
本国の法令による保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合に一定額が
支給されるものに関しては、当該老齢給付を受けるための要件が前条1の規定の適用により満たされる場
合には、支給される当該老齢給付の額は、当該定められた期間に対する当該老齢給付が支給される日本国
の被用者年金制度に基づく日本国の法令による保険期間の比率に基づいて計算する。
第五部 雑則
第二十条 申請、不服申立て及び申告
1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基
づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は

	実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の
	日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一
	方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。
2	この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された一方の締約国の
	権限のある当局又は実施機関は、これらを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達す
	ζ°.
3	オーストラリアの実施機関が行う決定については、1に規定する不服申立てに関する文書とは、オース
	トラリアの法令により設立された行政機関に対してなされる不服申立てに関する文書又はオーストラリア
	の法令の適用に当たって行政上なされる不服申立てに関する文書を意味する。
	第二十一条 給付の支払
1	この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。
2	この協定に基づき一方の締約国により支払われる給付は、受給者が他方の締約国の領域内にいるか又は
	両締約国の領域外にいるかを問わず、当該給付の手続及び支払のための行政上の手数料を控除されること

なく、当該一方の締約国によって支払われる。
3 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、
府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、
に協議する。
第二十二条 手数料及び認証
1 一方の締約国の法令及び日本国についてはその他の法律及び規則が、当該一方の締約国の法令の適用に
際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定している場合に
は、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、
する。
2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関に
よる認証その他これに類する手続を要しない。
第二十三条 相互援助及び情報の保護
1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限及び行政上の慣行の範囲内において、

九

1		の	Z	該	4	+	协	3	の	る	2	扐
両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者	第二十四条 使用言語	>法律及び規則によって規律される。	る。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国	い一方の締約国に対して伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用す	一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当	する。	協定の規定の適用に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報	両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の適用のためにとった措置及び自国の法令の変更(この	>締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。	う情報(この協定の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方	一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関す	協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償とする。

 $\overline{\bigcirc}$ 

青する易合こよ、一方の統約国金		この協定		(b) ~	(a) 	両締約		れてい	2 この	言語に	(その
の統約国が他力の統約国に対し、	の席口国にけく	の解釈又は適用についての意	第二十六条 意見の相違の解決	の協定の実施のために連絡機関	の協定の実施のために必要な行政上の	国の権限のある当局は、	第二十五条 行政上の取決め及	ることを理由として申請書その	協定の実施に際し、一方の締約	より行うことができる。	居住地を問わない。)に対して、
外交上の経路を通じてこの協定の検許の		<b>見の相違は、両締約国間の協議により</b> 解		を指定する。	政上の取決めについて合意する。		及び連絡機関	他の文書の受理を拒否してはならない。	国の権限のある当局及び実施機関は、他		、 直接連絡することができる。この連絡は、
のための会合を書面により要		により解決する。							他方の締約国の言語で作成さ		<sup>船</sup> は、両締約国のそれぞれの

\_\_\_\_ \_\_\_\_

	していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみな	適用する。第八条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労	3 第八条1並びに第九条2及び3の規定は、この協定の効力発生の日前に派遣された被用者についても、	における居住期間及びその他の法的に関連する事実についても、考慮する。	2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の日本国の法令による保険期間、オーストラリア	1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。	第二十九条 経過規定	第六部 経過規定及び最終規定	影響を及ぼすものではない。	この協定中の部及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に	第二十八条 見出し	別段の取決めをしない限り、当該会合は、当該要請を受けた締約国の領域内において開催する。
--	---	---	--	------------------------------------	--	---------------------------------------	------------	----------------	---------------	---	-----------	---

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすも
のではない。
第三十条 効力発生
この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた
旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。
第三十一条 有効期間及び終了
1 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終
了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。
2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を
受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定の下で取得した当該給付を受ける権利及び当該給付
の支払に関する権利は、維持される。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

日本国のために

オーストラリアのために

マル・ブラフ

二千七年二月二十七日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

一四